

## 香港インフルエンサー等招聘業務仕様書

### 1. 委託業務名

香港インフルエンサー等招聘業務

### 2. 業務目的

香港は、訪日意欲が高いリピーター層が多く、今後徳島県への旅客増が見込める地域となっている。徳島県では、このような需要を捉え、現在訪日旅行を計画又は検討している香港の一般消費者やリピーター層に対して、本県の知名度向上及び来訪意欲を喚起し、訪日時の訪問先として認知させ誘客拡大を図ることを目的に、香港に影響力をもつインフルエンサーやメディアを招聘し、本県の魅力を発信するプロモーションを実施する。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月20日まで

### 4. 訴求対象・訴求内容

以下の想定する「ターゲット」に対して、効果的と考えられる「訴求コンテンツ」を中心に本県の魅力を伝えることで、来県意欲の喚起を図る。

#### (1) ターゲット

- ・ 訪日経験者、20代～50代、中間所得層～所得上位層
- ・ 「食」や「自然」、「体験」に関心が高く、日本の地方部に関心を有する方
- ・ クリスマス、年末年始の来日誘客を視野に入れた初秋から晩秋期間の招聘と発信

#### (2) 訴求コンテンツ

- ・ 徳島県内（南部、東部、西部）の主要な観光地
- ・ 徳島県の伝統文化や地域独自の体験、アドベンチャーツーリズム
- ・ 徳島県の地域ならではの食

### 5. 実施内容

訴求する対象や内容に留意の上、本業務については下記の手法を用いて実施する。  
また、招聘に係る旅費、滞在経費、通訳等一切の経費を負担すること。

#### (1) インフルエンサー招聘

- ア インフルエンサーの選定、監督等

ターゲットに対して影響力のあるインフルエンサー※を2名以上活用し、訴求コンテンツを中心とした発信を行う。具体的には、インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行う。

※最もフォロワー数が多いSNSが1万人以上もしくは同等のインフルエンサー

イ 招聘インフルエンサーの詳細と成果指標の設定

プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）、徳島での滞在日数、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること

ウ 契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある

※ 招聘するインフルエンサー、及び人数、発信回数、時期、内容等については、公募時の提案により決定する。

エ 招聘インフルエンサーは徳島県への誘客に影響力をもち、日本や旅行、食等に係る発信を行う者など、多くのターゲットにリーチできる人選とすること。

※ インフルエンサーの選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、訴求コンテンツや、業務との親和性に留意する。

オ 契約履行過程でインフルエンサーの制作した動画等については、徳島県がプロモーションやセールス活動等で無償で使用、改編できるものとして提供すること。

(2) メディア招聘

ア メディア選定

インフルエンサーFAMに同行、もしくはインフルエンサーの発信内容を活用するなど、インフルエンサー招聘に付随し、さらなる情報拡散をはかれるメディアを招聘する。

イ 招聘メディアの詳細と成果指標の設定

メディアの内容や選定意図、露出効果が予想できる指標を明記すること

※オンライン・オフラインなど、媒体の形式、及び媒体数は問わない

※ 招聘するメディアや発信内容等については、公募時の提案により決定する。

(3) 観光パンフレット電子ブックの作成

ア 作成言語は、繁体字とする。

イ 徳島への来訪を促進させるようなタイトルを提案すること

ウ カラー両面、表紙2ページ及び本文10ページ程度とすること。

エ 掲載写真については、当事業において撮影したものを活用し、各観光コンテン

ツの紹介については、メディア及びインフルエンサーの意見を反映したものとすること。

- オ 香港市場に対して、効果的なデザイン及びコンテンツ配置になるよう工夫すること。
- カ デザイン（イラスト作成含む）、レイアウト、翻訳、ネイティブチェック、写真撮影、校正など成果品完成までに発生する費用については、受託者負担とすること。なお、発注者が保有するイラスト、写真データについては必要に応じ提供する。
- キ 観光パンフレット電子ブック納品にあたっては、電子ブック形式、ai形式、pdf形式で納品を行うこと。その他の形式があれば提案すること。また、撮り下ろした写真データも併せて納品すること。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物、記事等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に帰属する。

## 6. 進捗報告

- ・業務についての進捗報告は随時行うこと。
- ・業務実施後に、実施内容や成果について資料にまとめて報告を行うこと。
- ・報告内容について、委託者が不足と判断した場合には修正を指示することがある。修正後の提出も契約期間内に終わられるようにすること。

## 7. 報告書の作成

記録写真、掲載媒体の記録、PV数等の実績を含めた業務全体の報告書を作成すること。なお、撮影した記録写真等についてはデータ形式で納品し、発注者に対し納品データの使用权を認めること。

### ア 提出期限

令和7年3月20日（木）

### イ 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課インバウンド推進担当  
電話：088-621-2340  
ファクシミリ：088-621-2851  
メール：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

### ウ 部数

実施報告書（A4版カラー冊子）3部、電子媒体（データ可）1部

## 8. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施を行うために、定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- (3) この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- (4) 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、業務を完了したときから 5 年を経過する 3 月 31 日まで保存することとし、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- (5) 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（業務者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。